

# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

## | 開催日時

2019年6月21日(金曜日) 午前10時

## | 開催場所

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
なんばパークス  
「PARKSTOWER(パークスタワー)」  
7階会議室

## 議決権行使期限

2019年6月20日(木曜日)午後5時30分

## 目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
<b>第1号議案</b> 定款一部変更の件	3
<b>第2号議案</b> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 6名選任の件	9
<b>第3号議案</b> 監査等委員である取締役4名選任の件	12
<b>第4号議案</b> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬額設定の件	15
<b>第5号議案</b> 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	15
[ 添付書類 ]	
事業報告	16
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

株 主 各 位

(証券コード 1850)  
2019年6月3日

大阪市浪速区難波中三丁目5番19号  
**南海辰村建設株式会社**  
取締役社長 □ 野 繁

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

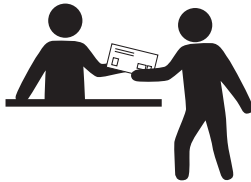
### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2019年6月21日（金曜日） 午前10時  |
| 2. 場 所  | 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号<br>なんばパークス「PARKSTOWER(パークスタワー)」7階会議室<br>※末尾の会場ご案内図をご参照ください。   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第76期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算<br>書類監査結果報告の件<br>2. 第76期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件   |
| 第3号議案   | 監査等委員である取締役4名選任の件  |
| 第4号議案   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件   |
| 第5号議案   | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  |

以 上

# 議決権行使のご案内

## 当日ご出席の場合



### 株主総会開催日時

**2019年6月21日(金曜日) 午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席願えない場合



### 行使期限

**2019年6月20日(木曜日) 午後5時30分必着**

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

◎次に掲げる事項については、法令および当社定款第14条の規定にもとづき、当社ホームページ(<https://www.nantatsu.co.jp/ir/soukai.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

事業報告：「会社の体制および方針」

連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

計算書類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告ならびに監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ホームページに掲載した事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ホームページに掲載してお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に広く有用な人材を確保できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- なお、変更案第27条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削 除)

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行く。</p> <p>第 6 条～第 17 条 (省 略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 18 条 当社の取締役は、5 名以上とする。  (新 設)</p> <p>(選 任) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～4 (省 略)  (新 設)</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって<u>電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行く。</u></p> <p>第 6 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 18 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、5 名以上とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</u></p> <p>(選 任) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～4 (現行どおり) <u>5 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に<u>対し発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 (省 略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (省 略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
(新 設)	
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)
	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)  <u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第30条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第31条 監査役会の決議は、法令または監査役会規則に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(議事録)  <u>第32条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規則)  <u>第33条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)  (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会            (常勤監査等委員)  <u>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>



現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)  <u>第30条 監査等委員会の決議は、法令または監査等委員会規則に別段の定めのある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>(議事録)  <u>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則)  <u>第32条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
第34条～第37条 (省 略)	第33条～第36条 (現行どおり)

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は、つぎのとおりであります。

<p>候補者番号 1</p> <p><input type="checkbox"/> 再任</p> <p>わたり しん じ 亘 信 二 (1950年4月12日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 2,000株</p>	<p><b>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</b></p> <p>1975年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2005年6月 同社取締役 2007年6月 同社代表取締役 2007年6月 同社取締役社長兼COO 2015年6月 当社代表取締役 現在に至る 2015年6月 当社取締役会長 現在に至る</p>
<p>候補者番号 2</p> <p><input type="checkbox"/> 再任</p> <p>くち の しげる □ 野 繁 (1955年7月26日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 2,400株</p>	<p><b>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</b></p> <p>1978年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2003年6月 同社鉄道営業本部施設部長 2007年6月 同社取締役 2007年6月 同社執行役員 2009年6月 同社常務取締役 2009年6月 当社社外監査役 2013年6月 南海不動産株式会社取締役社長 2017年6月 当社代表取締役 現在に至る 2017年6月 当社取締役社長 現在に至る 2017年6月 当社社長執行役員 現在に至る</p>

<p>候補者番号 3</p> <p>再任</p> <p>の むら あきら 野 村 昭 (1953年1月18日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 12,500株</p>	<p>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1975年4月 株式会社辰村組入社 2002年4月 当社東京支店営業第二部長 2007年6月 当社取締役 現在に至る 2007年6月 当社執行役員 2011年6月 当社常務執行役員 現在に至る</p>
<p>候補者番号 4</p> <p>再任</p> <p>おく むら とおる 奥 村 透 (1962年12月20日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 300株</p>	<p>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1985年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2009年6月 同社鉄道営業本部統括部長 2015年6月 阪堺電気軌道株式会社常務取締役 2017年6月 当社取締役 現在に至る 2017年6月 当社常務執行役員 現在に至る</p>
<p>候補者番号 5</p> <p>再任</p> <p>やま もと のぼる 山 本 昇 (1967年2月15日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 2,500株</p>	<p>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1989年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2010年6月 南海ビルサービス株式会社取締役 2014年6月 南海電気鉄道株式会社部長待遇 現在に至る 2014年6月 南海ビルサービス株式会社常務取締役 2015年6月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役 現在に至る 2018年6月 当社常務執行役員 現在に至る</p>

候補者番号 6 再任 はた やす ひろ 畑 安 弘 (1958年7月31日生) 所有する当社の株式の数 500株	<b>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</b>
	1982年 4 月 大木建設株式会社入社 2001年 4 月 同社大阪支店営業部長 2004年 1 月 同社大阪支店工事部長 2016年10月 当社建設統括本部建築本部顧問 2017年 1 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る 2018年 6 月 当社常務執行役員 現在に至る

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者のうち現任取締役の担当につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。  
 3. 候補者の過去5年間に於ける親会社またはその子会社の業務執行者等の就任状況は、つぎのとおりであります。

亘 信二	南海電気鉄道株式会社	2007年 6 月	取締役社長兼COO
		2013年 6 月	監査部担当
□野 繁	南海不動産株式会社	2013年 6 月	取締役社長
奥村 透	南海電気鉄道株式会社	2009年 6 月	鉄道営業本部統括部長
	三田市町駅整備株式会社	2009年 6 月	取締役社長
	阪堺電気軌道株式会社	2015年 6 月	常務取締役
山本 昇	南海ビルサービス株式会社	2013年 6 月	取締役東京支店副支店長 兼不動産部長兼マンション管理部長 兼施設営業部長
		2014年 6 月	常務取締役東京支店副支店長 兼不動産管理部長兼事業開発部長
	株式会社クラカタ商事	2014年 2 月	代表取締役
	太陽ビルサービス株式会社	2014年 2 月	代表取締役

**第3号議案****監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は、つぎのとおりであります。

<p>候補者番号 1</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b></p> <p>ふじ た たか いち 藤 田 隆 一</p> <p>(1952年2月14日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p><b>略歴、地位および重要な兼職の状況</b></p> <p>1975年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2000年6月 同社難波・都市営業本部統括部部長 2007年6月 南海都市創造株式会社常務取締役 2008年6月 南海電気鉄道株式会社常任監査役（常勤） 現在に至る 2012年6月 当社監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 南海電気鉄道株式会社常任監査役（常勤）</p>
<p>候補者番号 2</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>おお つか きよ あき 大 塚 清 明</p> <p>(1945年6月28日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p><b>略歴、地位および重要な兼職の状況</b></p> <p>1971年7月 検事任官 2007年7月 仙台高等検察庁検事長 2008年6月 定年退官 2008年8月 弁護士登録 現在に至る 2010年6月 当社社外監査役 現在に至る</p>

<p>候補者番号 3</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>ほり け まさ のり 堀 家 正 則 (1950年8月16日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p><b>略歴、地位および重要な兼職の状況</b></p> <p>1988年 4 月 大阪工業大学工学部建築学科講師 1990年 4 月 同大学助教授 2006年 4 月 同大学教授 2015年 4 月 同大学特任教授 2015年 6 月 当社社外取締役 現在に至る</p>
<p>候補者番号 4</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>ほり かわ ひろ し 堀 川 博 史 (1954年10月8日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 100株</p>	<p><b>略歴、地位および重要な兼職の状況</b></p> <p>1978年 4 月 南海電気鉄道株式会社入社 2007年 6 月 同社執行役員 2011年 6 月 南海印刷株式会社取締役社長 2015年 6 月 当社社外取締役 現在に至る</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田隆一、大塚清明、堀家正則および堀川博史の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、大塚清明、堀家正則および堀川博史の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、つぎのとおりであります。
- ① 藤田隆一氏につきましては、南海電気鉄道株式会社において監査役をされた経歴を有しております。また、2012年からは当社の監査役として適切に職務を遂行しており、その経験と見識を当社の経営および監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ② 大塚清明氏につきましては、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、検察官としての豊富な経験から、コンプライアンスの分野に精通されており、その視点にもとづき経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9年となります。
  - ③ 堀家正則氏につきましては、建築分野の研究者として培った経験と見識を有しており、その知見を当社の経営および監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、専門的知見と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
  - ④ 堀川博史氏につきましては、南海電気鉄道株式会社の子会社において経営者として業務執行をされた経歴を有しており、その経験と見識を当社の経営および監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 候補者の過去5年間における親会社またはその子会社の業務執行者等の就任状況は、つぎのとおりであります。
- |      |            |         |           |
|------|------------|---------|-----------|
| 藤田隆一 | 南海電気鉄道株式会社 | 2008年6月 | 常任監査役(常勤) |
| 堀川博史 | 南海印刷株式会社   | 2011年6月 | 取締役社長     |
5. 藤田隆一および堀川博史の両氏は、会社法施行規則第74条の3第4項第6号ハに該当する社外取締役候補者であります。
6. 藤田隆一氏につきましては、本書類作成時点で就任の承諾を得ておりませんが、本年6月21日開催の南海電気鉄道株式会社の第102期定時株主総会終結の時をもって、同社の監査役を辞任により退任いたしますので、かかる退任後、直ちに就任承諾を得る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1995年6月29日開催の第52回定時株主総会において月額37,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額444,000千円以内に設定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額54,000千円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移する一方で、通商政策の動向や金融資本市場の変動の影響など、依然として先行きに留意が必要な状況が続いてまいりました。

この間、建設業界におきましては、公共投資が弱含んでいる指標もありましたが、受注環境は好調な状況となりました。しかしながら、建設技能労働者不足や建設資材価格の高止まりが続き、決して楽観視できない経営環境が続いてまいりました。

このような状況の下、当社グループでは2018年度を初年度とする新たな「3カ年経営計画」の基本方針にもとづき、「既存事業のブラッシュアップ」、「経営基盤の更なる強化」の各目標達成に向けて取り組んでまいりました。

その結果、建設事業におきましては、当連結会計年度の受注工事高は、前期比25.0%増の521億47百万円となりました。また、完成工事高は前期比7.7%増の432億75百万円となり、次期への繰越工事高は392億59百万円となりました。不動産事業におきましては、一部販売用不動産を売却したこと等により、不動産事業売上高は、前期比80.3%増の6億92百万円となりました。以上により、当連結会計年度の売上高は、前期比8.4%増の439億68百万円となりました。

利益面では、完成工事高が増加したこと等により、当連結会計年度の完成工事総利益は、前期比9.3%増の48億9百万円となりました。これに不動産事業総利益1億48百万円を加えた売上総利益は前期比10.8%増の49億58百万円となり、営業利益は前期比14.4%増の26億18百万円、経常利益は前期比17.0%増の25億73百万円の利益計上となりました。子会社株式売却益および固定資産売却益3億72百万円を特別利益に計上する一方で、訴訟損失引当金繰入額および完成工事補償引当金繰入額33億71百万円を特別損失に計上いたしましたので、親会社株主に帰属する当期純損益は、12億50百万円の損失計上となりました。

① 企業集団の当期の受注工事高・売上高・繰越工事高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期売上高	次期繰越工事高
建 設 事 業	建 築	27,151	36,128	32,386	30,395
	土 木	3,320	14,137	8,942	8,515
	電 気	413	1,881	1,946	349
	計	30,886	52,147	43,275	39,259
不動産事業		—	—	692	—
合 計		30,886	52,147	43,968	39,259

(注) 2019年3月29日付で株式会社京阪電気商会の全株式を譲渡したことにより、同社は当社の連結対象子会社から外れましたため、次期繰越工事高のうち同社の工事高に該当する498百万円を控除して表示しております。

② 当社の当期の受注工事高・売上高・繰越工事高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期売上高	次期繰越工事高
建 設 事 業	建 築	26,513	34,792	31,178	30,127
	土 木	2,504	13,705	8,288	7,921
	電 気	413	1,881	1,946	349
	計	29,431	50,380	41,413	38,398
不動産事業		—	—	705	—
合 計		29,431	50,380	42,118	38,398

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
受注工事高	49,311	37,490	41,727	52,147
売上高	43,659	43,958	40,551	43,968
経常利益	1,798	2,792	2,200	2,573
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)	1,221	1,623	1,043	△1,250
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	4.24円	5.63円	3.62円	△43.38円
総資産	38,625	37,943	36,134	36,840
純資産	8,474	10,165	11,308	9,986

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式総数にもとづき算出しております。なお、自己株式は控除して算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算出しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	2015年度 第73期	2016年度 第74期	2017年度 第75期	2018年度 第76期(当期)
受注工事高	47,577	35,163	39,631	50,380
売上高	41,992	42,359	38,521	42,118
経常利益	1,801	2,754	2,152	2,586
当期純利益または当期純損失(△)	1,245	1,614	1,027	△1,195
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	4.32円	5.60円	3.56円	△41.48円
総資産	37,693	36,876	34,749	36,103
純資産	8,005	9,649	10,694	9,467

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式総数にもとづき算出しております。なお、自己株式は控除して算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算出しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が期待されるものの、一部に弱さがみられ、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意が必要な状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社では2018年度を初年度とする新たな「3カ年経営計画」の基本方針にもとづき、官庁工事や民間非住宅工事の営業展開を強力に推し進めることにより、バランスの取れた受注構成へシフトするとともに、財務体質の強化に取り組んでまいります。

また、当社は株式会社大覚との訴訟の判決を不服として、上告受理申立を行っております。本件に関しましては、株主の皆さまをはじめ、お客さまや関係者の皆さまに多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。引き続き、裁判所による公正な判断を求めるとともに、信頼回復に向け一層の努力を重ねてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

当社の親会社は南海電気鉄道株式会社であり、同社は間接保有を含み当社の株式を18,219千株（議決権比率63.22%）保有いたしております。

当社は、親会社から鉄道関連施設、商業施設等の建設工事を請負っているほか、当社の資金借入等に対して親会社より保証を受けております。また、当社は親会社から本社事務所ビル等を賃借しております。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

#### ア. 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に当たりましては、公正かつ適正な条件および手続きにより行っております。特に建設工事の受注につきましては、当社技術部門の積算と見積を経て請負価額を決定しており、当社の利益を害さないように留意しております。

#### イ. 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、事業活動を遂行するに当たり、親会社から支援を受けておりますが、当社の具体的な事業活動や経営判断につきましては、当社独自の方針にもとづき遂行されており、親会社からの一定の独立性は確保されていることから、親会社との取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

#### ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容
南海建設興業株式会社	20	100.00	建設用仮設資材等の賃貸借、電気、電気通信工事の設計、監理および請負
日本ケーモー工事株式会社	84	100.00	鉄道、道路直下の立体交差（アンダーパス）工事の施工および監理

(注) 当社は、2019年3月29日付で株式会社京阪電気商会の全株式を譲渡いたしました。

## (7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業内容としております。当社は建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可〔(特-28)第71号〕を受けているほか、子会社2社も建設業許可を受け、建築、土木、電気工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(13)第1290号〕を受け、不動産に関連する事業を行っております。

## (8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

### ① 当社

本社	大阪市浪速区難波中三丁目5番19号
支店	東京(東京都)
営業所	和歌山(和歌山県) 横浜(神奈川県)

### ② 子会社

南海建設興業株式会社	本社：大阪府貝塚市王子17番地の1
日本ケーモー工事株式会社	本社：東京都台東区浅草橋三丁目19番1号

(注) 当社は、2019年3月29日付で株式会社京阪電気商会の全株式を譲渡いたしました。

## (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
512名	21名減

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
441名	5名減	45.2才	19.1年

(注) 当社の従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,178
株式会社三井住友銀行	900
三井住友信託銀行株式会社	900
株式会社池田泉州銀行	900
株式会社あおぞら銀行	750

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社大覚（以下、「大覚」という。）より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の支払いを求めて、2010年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対する損害賠償請求訴訟を提起し、両訴は併合審理されておりましたが、2013年2月26日に第一審判決の言い渡しがあり、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して大部分が認められ、大覚の請求は棄却されました。その後、大覚は第一審判決を不服として2013年3月11日付で大阪高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2019年4月12日に大阪高等裁判所より、当社に対し損害賠償金13億56百万円および第一審判決の仮執行宣言により大覚所有不動産を競売して受領した5億19百万円、ならびにそれぞれに対する遅延損害金の支払いを命ずる判決が言い渡されました。

当社といたしましては、承服できない判決内容であり、上告受理申立を行うことといたしました。

## 2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,000,000株
- (2) 発行済株式総数 28,828,453株 (自己株式7,277株を除く。)
- (3) 株主数 4,914名 (前期末比125名増)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
南海電気鉄道株式会社	16,635	57.70
住之江興業株式会社	1,171	4.06
株式会社大林組	1,104	3.83
株式会社奥村組	800	2.78
前田建設工業株式会社	800	2.78
南海ビルサービス株式会社	408	1.42
南海辰村建設大阪取引先持株会	390	1.35
株式会社三井住友銀行	272	0.94
三井住友信託銀行株式会社	270	0.94
株式会社三菱UFJ銀行	260	0.90
三菱UFJ信託銀行株式会社	260	0.90

(注) 持株比率は、自己株式(7,277株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2018年10月1日を効力発生日として、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)、株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)および発行可能株式総数の変更(4億7,000万株から4,700万株に変更)を、それぞれ実施いたしました。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 (取締役会長)	亘 信 二	
代表取締役 (取締役社長) (社長執行役員)	□ 野 繁	[品質管理部]、[監査部] 担当
取 締 役 (常務執行役員)	野 村 昭	東京支店長
取 締 役 (常務執行役員)	奥 村 透	土木本部長
取 締 役 (常務執行役員)	中 田 裕 之	土木本部副本部長
取 締 役 (常務執行役員)	山 本 昇	管理本部長
取 締 役 (常務執行役員)	畑 安 弘	建築本部長
取 締 役	堀 家 正 則	
取 締 役	堀 川 博 史	
監 査 役	山 部 茂	(常 勤)
監 査 役	福 本 滋 治	(常 勤)
監 査 役	大 塚 清 明	弁護士
監 査 役	藤 田 隆 一	南海電気鉄道株式会社常任監査役 (常勤)
監 査 役	金 森 哲 朗	南海電気鉄道株式会社代表取締役 (専務取締役)

- (注) 1. 2018年6月22日、取締役 倉本 茂は、任期満了により退任いたしました。  
 2. 同日、畑 安弘は、新たに取締役に就任いたしました。  
 3. 取締役 堀家正則および同 堀川博史は、社外取締役であります。  
 なお、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。  
 4. 監査役(常勤) 山部 茂、同 福本滋治および監査役 大塚清明は、社外監査役であります。  
 なお、監査役 大塚清明は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。

5. 当事業年度中の取締役の地位および担当の変更は、次のとおりであります。

〈2018年4月1日付〉

取締役  
(常務執行役員) 奥村 透 土木本部長

取締役  
(執行役員) 山本 昇 管理本部長兼管理本部経営企画部長

〈2018年6月22日付〉

取締役  
(常務執行役員) 山本 昇 管理本部長

取締役  
(常務執行役員) 畑 安弘 建築本部長

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2019年3月31日現在の執行役員は、上記取締役兼務者6名および次の5名であります。

地 位	氏 名	担 当 業 務
常務執行役員	菊地 義信	建築本部副本部長（工務担当）
執行役員	森岡 啓	建築本部副本部長（営業担当）
執行役員	崎井 威洋	東京支店副支店長
執行役員	吉田 成夫	[安全環境部]、[購買部] 担当、購買部長
執行役員	北村 聡	管理本部副本部長兼管理本部経営企画部長 兼東京支店統括部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	109,161千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	27,360千円 (27,360千円)
合 計	13名	136,521千円

- (注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役のうち藤田隆一および金森哲朗の2氏に対しては、報酬を支払っておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第52回定時株主総会において月額37,000千円以内と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第52回定時株主総会において月額4,500千円以内と決議されております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
ア. 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会(11回開催)		監査役会(13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	堀 家 正 則	11回	100.0%	—	—
取締役	堀 川 博 史	11回	100.0%	—	—
監査役(常勤)	山 部 茂	11回	100.0%	13回	100.0%
監査役(常勤)	福 本 滋 治	11回	100.0%	13回	100.0%
監査役	大 塚 清 明	11回	100.0%	13回	100.0%

イ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 取締役 堀家正則は、当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、建築分野の研究者として培った経験と見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 取締役 堀川博史は、当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、親会社の執行役員として業務執行を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 監査役(常勤) 山部 茂は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会のすべてに出席し、親会社の専務取締役として業務執行を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 監査役(常勤) 福本滋治は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会のすべてに出席し、親会社の取締役として業務執行を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 監査役 大塚清明は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

- ③ 当社の親会社または当該親会社の子会社から役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	36,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査に対する報酬の額と金融商品取引法にもとづく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手し、報告を聴取したうえで、会計監査人の過年度の監査時間および報酬額の推移ならびに職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画の内容および監査時間、要員体制、報酬単価等を検討した結果、報酬見積は相当であり、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により、その会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、その会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定します。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>28,473,239</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,363,444</b>
現金預金	5,225,659	支払手形・工事未払金等	12,999,599
受取手形・完成工事未収入金等	22,781,588	短期借入金	6,522,980
未収入金	77,010	未払法人税等	562,220
販売用不動産	2,010	未成工事受入金	299,095
未成工事支出金	198,622	完成工事補償引当金	1,188,650
材料貯蔵品	106,332	工事損失引当金	8,921
その他	143,560	訴訟損失引当金	2,664,000
貸倒引当金	△61,544	賞与引当金	253,286
<b>固定資産</b>	<b>8,367,237</b>	その他	864,691
有形固定資産	7,126,908	<b>固定負債</b>	<b>1,490,209</b>
建物・構築物	2,143,076	長期借入金	983,240
機械・運搬具・工具器具備品・リース資産	79,867	退職給付に係る負債	373,555
土地	4,864,976	その他	133,413
建設仮勘定	38,988	<b>負債合計</b>	<b>26,853,653</b>
無形固定資産	235,043	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,005,285	<b>株主資本</b>	<b>9,931,846</b>
投資有価証券	243,818	資本金	2,000,000
破産更生債権等	1,125,043	資本剰余金	1,703,527
繰延税金資産	358,117	利益剰余金	6,232,060
長期保証金	296,768	自己株式	△3,742
その他	132,527	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>54,976</b>
貸倒引当金	△1,150,990	その他有価証券評価差額金	△4,593
		退職給付に係る調整累計額	59,570
		<b>純資産合計</b>	<b>9,986,823</b>
<b>資産合計</b>	<b>36,840,477</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>36,840,477</b>

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
<b>売上高</b>		
完成工事高	43,275,528	
不動産事業売上高	692,715	43,968,243
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	38,465,965	
不動産事業売上原価	544,255	39,010,220
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	4,809,562	
不動産事業総利益	148,460	4,958,022
<b>販売費及び一般管理費</b>		2,339,449
<b>営業利益</b>		<b>2,618,573</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息配当金	8,578	
固定資産売却益	14,531	
受取地代家賃	10,581	
その他	10,271	43,962
<b>営業外費用</b>		
支払利息	45,462	
訴訟関連費用	16,714	
その他	26,478	88,655
<b>経常利益</b>		<b>2,573,881</b>
<b>特別利益</b>		
子会社株式売却益	194,630	
固定資産売却益	177,489	372,120
<b>特別損失</b>		
訴訟損失引当金繰入額	2,664,000	
完成工事補償引当金繰入額	707,494	3,371,494
<b>税金等調整前当期純損失</b>		<b>425,492</b>
法人税、住民税及び事業税	857,075	
法人税等調整額	△31,993	825,082
<b>当期純損失</b>		<b>1,250,575</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		—
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		<b>1,250,575</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>27,740,017</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,166,718</b>
現金預金	4,871,568	支払手形	4,613,124
受取手形	5,062,253	工事未払金	8,220,265
完成工事未収入金	17,361,601	不動産事業未払金	7,615
未収入金	77,163	短期借入金	6,522,980
販売用不動産	2,010	未払法人税等	544,158
未成工事支出金	180,340	未成工事受入金	271,994
材料貯蔵品	105,090	完成工事補償引当金	1,187,770
その他	139,510	工事損失引当金	8,921
貸倒引当金	△59,520	訴訟損失引当金	2,664,000
<b>固定資産</b>	<b>8,363,491</b>	賞与引当金	241,415
有形固定資産	6,967,142	その他	884,473
建物・構築物	2,110,474	<b>固定負債</b>	<b>1,469,151</b>
機械・運搬具	1,680	長期借入金	983,240
工具器具・備品	14,164	退職給付引当金	396,474
土地	4,837,252	その他	89,437
リース資産	3,570	<b>負債合計</b>	<b>26,635,870</b>
無形固定資産	232,104	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,164,245	<b>株主資本</b>	<b>9,475,599</b>
投資有価証券	223,626	資本金	2,000,000
関係会社株式	218,889	資本剰余金	1,703,527
長期貸付金	5,902	その他資本剰余金	1,703,527
破産更生債権等	1,125,043	利益剰余金	5,775,813
長期前払費用	16,377	その他利益剰余金	5,775,813
繰延税金資産	343,153	繰越利益剰余金	5,775,813
長期保証金	292,582	自己株式	△3,742
その他	85,059	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△7,959</b>
貸倒引当金	△1,146,390	その他有価証券評価差額金	△7,959
<b>資産合計</b>	<b>36,103,509</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,467,639</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>36,103,509</b>



## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
<b>売上高</b>		
完成工事高	41,413,117	
不動産事業売上高	705,674	42,118,791
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	37,040,939	
不動産事業売上原価	552,295	37,593,235
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	4,372,177	
不動産事業総利益	153,379	4,525,556
<b>販売費及び一般管理費</b>		2,052,382
<b>営業利益</b>		<b>2,473,173</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息配当金	168,208	
その他	29,712	197,921
<b>営業外費用</b>		
支払利息	45,569	
訴訟関連費用	16,714	
その他	22,388	84,672
<b>経常利益</b>		<b>2,586,422</b>
<b>特別利益</b>		
子会社株式売却益	310,636	310,636
<b>特別損失</b>		
訴訟損失引当金繰入額	2,664,000	
完成工事補償引当金繰入額	707,494	3,371,494
<b>税引前当期純損失</b>		<b>474,434</b>
法人税、住民税及び事業税	749,403	
法人税等調整額	△28,000	721,403
<b>当期純損失</b>		<b>1,195,838</b>

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

南海辰村建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 研了 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海辰村建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海辰村建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

南海辰村建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 研了 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海辰村建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引についての当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

南海辰村建設株式会社 監査役会

監査役（常勤）	山 部	茂	Ⓔ
監査役（常勤）	福 本	滋 治	Ⓔ
監査役	大 塚	清 明	Ⓔ
監査役	藤 田	隆 一	Ⓔ
監査役	金 森	哲 朗	Ⓔ

(注) 監査役(常勤) 山部 茂及び監査役(常勤) 福本滋治、並びに監査役 大塚清明は会社法に定める社外監査役であります。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場

なんばパークス「PARKSTOWER(パークスタワー)」 7階会議室  
大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 電話 06(6636)1315



交通の  
ご案内

南海電鉄 なんば駅	南口直結
地下鉄 なんば駅	
御堂筋線・千日前線	5番出口より徒歩約5分
四つ橋線	32番出口より徒歩約9分

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。